



<組合より>

- ・ 組合から年末のご挨拶 (代表/監理部/書類部/総務部)
- ・ 登録支援機関登録完了 (特定技能申請可能となりました。)
- ・ 2月各種試験関係の案内
- ・ 外務省ホームページから

<お知らせ>

- ・ 帰国便の参考情報
- ・ 年末年始休業日 (12/30~1/4)
- ・ 海外送金 (SBIレミット、セブングローバルレミット) 紹介
- ・ 「外国人社員と働く職場の労務管理 (20210402) より」
<http://www.mhlw.go.jp/content/000761492.pdf>
①パワーハラスメント ②セクシャルハラスメント
③マタニティハラスメント ④その他のハラスメント



<お願い>

- ① 在留資格更新における必要書類の案内
書類部より問合せの際はご協力お願いします。
- ② 技能実習責任者講習、技能実習責任者講習、生活指導員講習の
期限切れでしたら再受講をお願いいたします。
- ③ 雇用条件と実際の就業時間に違いがある場合、
更新や見直しが必要な場合は、組合へご連絡お願いします。





<組合より> 年末のご挨拶

(代表：田代)

本年も大変お世話に成りました。組合員様方もコロナ禍でご苦勞絶えないと思います。日本で変異種オミクロン株が確認されてから、日本入国規制緩和の動きも不透明な状況ですが、新規入国が始まり次第、ご協力できるような体制づくりは今後も務めてまいります。来年度もよろしくお願いいたします。

(監理部：井上（代智）、タム、ハー、シャロツテ、タオ、藤崎（佑耶）)

巡回時はいつもお世話に成っております。日々技能実習生のご指導ありがとうございます。監理部スタッフ一同、組合員様や技能実習生をスムーズに業務をお繋ぎできるように、今後も取り組んでまいります。新しいスタッフも増え、若さと元気さで来年もよろしくお願いいたします。

(書類部：伊藤、藤田、中司、関屋、井上（誉子）)

外国人技能実習機構や出入国管理局への提出資料など、入国時、入国後と多岐にわたる提出資料の対応について、ご協力いただきありがとうございます。また、入国日は不透明な状況ですが、入国が再開に向け、滞りなく書類申請など進めてまいります。来年もご協力よろしくお願いいたします。

(総務部：市丸、藤崎（由莉）、吹藤)

新規採用技能実習生の募集案件やコロナ禍でのWEB面接など、いつもご協力とご理解ありがとうございます。現地送出しの教育、入国後講習の有効活用、実習生の教育面の改善など、今後も組合員様のご要望を受けて、対応してまいります。来年もよろしくお願いいたします。

組合員一同、本年も大変お世話に成りました。

引き続き、諸環境などの動きを注視しながら対応進めてまいります。来年もよろしくお願いいたします。



<登録支援機関登録完了（特定技能申請）>

2021年12月2日現在

2021/12/10

ベトナム語、英語、インドネシア語、
タガログ語、中国語

登録支援機関登録簿

1 登録番号	2 登録年月日	3 氏名又は名称	7 支援業務の内容及びその実施方法	8 支援業務を開始する予定年月日	9 相談に応じる体制の概要 (対応可能言語)
21登-006698	2021年11月26日	アシスト国際事業協同組合	<input checked="" type="checkbox"/> 法令に定める支援内容及び実施方法 <input type="checkbox"/> 上記に加え、任意的な支援内容あり	2022年1月1日	ベトナム語、英語、インドネシア語、 タガログ語、中国語

登録支援機関とは

登録支援機関とは

登録支援機関とは、出入国在留管理庁（Immigration Services Agency of Japan）に登録された個人又は団体です。登録支援機関は、登録支援計画に基づき、以下の10つの支援について記載する必要があります。これらは企業が行うのが基本ですが、登録支援機関は、企業に代わってこれらを行う機関です。

！ポイント①！
監理団体が必須の技能実習とは異なり、登録支援機関の利用は必須ではありません。

＜法務省特定技能支援計画で求められる10つの支援＞

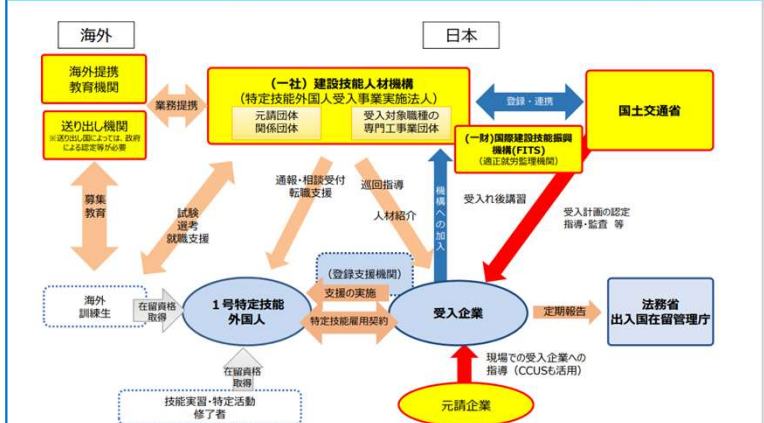
- 事前ガイダンス
- 出入国する際の送迎
- 住居確保・生活に必要な契約支援
- 生活オリエンテーション
- 公的手続き等の同行
- 日本語学習の機会提供
- 相談・苦情への対応
- 生活オリエンテーション
- 公的手続き等の同行
- 日本語学習の機会提供
- 相談・苦情への対応

！ポイント②！
登録支援機関の役割 ≠ 技能実習の監理団体の役割
登録支援機関のサービスの中に右の10つの支援以外が含まれていたなら、それは特定技能で必須の支援ではなく、あくまでも登録支援機関が提供するオプション。
頼むかどうかは企業が判断すべきもの。

技能実習と同じサービス、同じ料金を提示されたら要注意！

！ポイント③！
登録支援機関は千差万別。活用する場合、サービス内容や費用をきちんと確認する必要。

特定技能（建設分野）の関係機関



建設技能人材機構の会員である団体について

職種	団体名	職種	団体名
型枠施工	(一社) 日本型枠工事業協会	内装仕上げ	(一社) 全国建設室内工事業協会 (一社) 日本室内装飾事業協同組合連合会 (一社) 日本建設インテリア事業協同組合連合会
左官	(一社) 日本左官業組合連合会	とび	(一社) 日本とび工業連合会 (一社) 日本建設型枠工事業団体連合会
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	建設機施工	(一社) 日本建設労働者連合会 (一社) 日本発破・破砕協会 (一社) 全国建設工事業団体連合会 (一社) 日本建設機械・レンタル協会 (一社) 日本基礎建設協会
トンネル推進工	(公社) 日本推進技術協会	土工	(一社) 日本機械土工協会 (再掲) (一社) 全国中小建設協会 (一社) プラスト・コンクリート工事業協会 (一社) 日本道橋建設協会 (一社) 全日本港建設協会 (一社) 全国特定法面保協協会
建設機施工	(一社) 日本建設労働者連合会 (一社) 日本発破・破砕協会 (一社) 全国建設工事業団体連合会 (一社) 日本建設機械・レンタル協会 (一社) 日本基礎建設協会	屋根ふき	(一社) 全日本瓦工事業連盟
土工	(一社) 日本機械土工協会 (再掲) (一社) 全国中小建設協会 (一社) プラスト・コンクリート工事業協会 (一社) 日本道橋建設協会 (一社) 全日本港建設協会 (一社) 全国特定法面保協協会	電気通信	(一社) 情報通信エンジニアリング協会
内装仕上げ	(一社) 全国建設室内工事業協会 (一社) 日本室内装飾事業協同組合連合会 (一社) 日本建設インテリア事業協同組合連合会	鉄筋施工	(公社) 全国鉄筋工事業協会
とび	(一社) 日本とび工業連合会 (一社) 日本建設型枠工事業団体連合会	鉄筋継手	全国圧接協同組合連合会
建築大工	(一社) 全国建設労働者連合会 (一社) 日本タワースタイル建築協会 (一社) 日本在来工法住宅協会 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会		
配管	全国管工事業協同組合連合会		
建築板金	(一社) 日本金属屋根協会 (一社) 日本建築板金協会 (一社) 全国タクト工業団体連合会		
保温保冷	(一社) 日本保温保冷工業協会		
吹付ウレタン断熱	(一社) 日本ウレタン断熱協会		
海洋土木工	日本港湾空港建設協会連合会		
元請ゼネコ他	(一社) 日本建設業連合会 (一社) 全国建設協会 (一社) 日本建設労働者連合会 (再掲) (一社) 全国中小建設協会 (再掲) (一社) プラスト・コンクリート建設協会 (一社) 日本建設工業協会 (一社) 日本空港衛生工事業協会 (一社) 全国防水工事業協会 (一社) マンション計画修繕工協会		

＜正会員＞ 41団体 (2021年6月2日現在)

＜賛助会員＞

賛助会員 (団体)	賛助会員 (企業)
(一社) 日本建設機械施工協会	建設企業684社

※ 建設企業は、正会員団体のいずれかに入会又は (一社) 建設技能人材機構に賛助会員として加入すれば、特定技能外国人の受入れは、いずれの職種でも可能。



令和4年2月試験予定

- 2/10 熊本県：[養豚](#)
- 2/15 埼玉県：[左官](#)

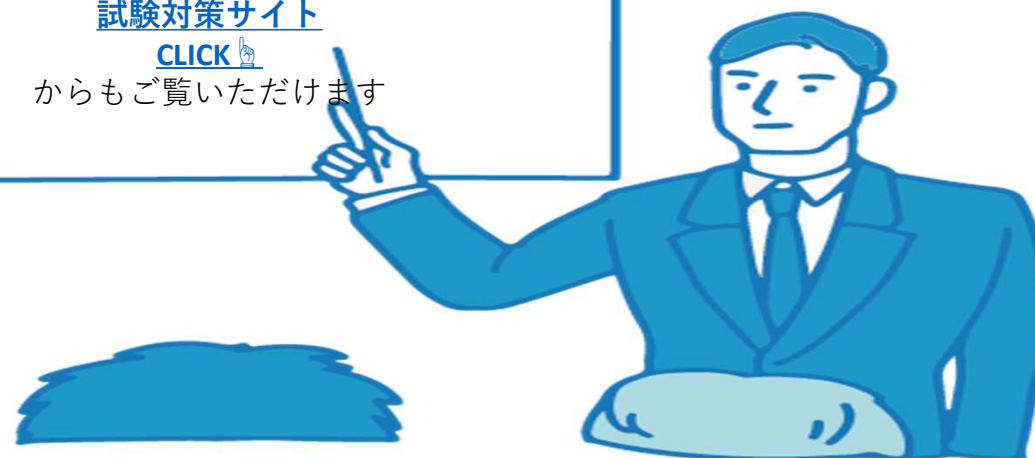
試験に一発合格 のコツ①

【きほんのき①】

試験材料は、試験資料に記載された指定のものをご用意お願いします。

(試験採点者により、試験の中断及び減点される可能性があります。)

アシスト国際事業協同組合
[試験対策サイト](#)
[CLICK](#)
からもご覧いただけます



試験関係のお問い合わせは
コチラまで↓

shiken@assist-int.com



<https://www.anzen.mofa.go.jp/>



外務省情報

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置 2021/12/10

- 1 12月5日午前0時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、検疫所の宿泊施設での待機期間を変更することとします。

インド（カルナータカ州）、ギリシャ、
米国（コロラド州、ニューヨーク州、ハワイ州、ミネソタ州）、ルーマニア

- 2 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、専門家の意見も踏まえ、科学的知見に基づきリスクに応じた水際対策を講じていくため、12月4日(土)午前0時（日本時間）以降、デルタ株等のオミクロン株以外の変異株による3日間指定国・地域からの帰国者・再入国者等のうち、有効なワクチン接種証明書保持者については、検疫所の待機施設での3日間待機を求めず、14日間の自宅待機措置に切り替えることとします。

- 3 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。
別紙1「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年12月3日時点）」
（https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1203_list.pdf）
別紙2「水際対策強化に係る新たな措置（17）」
（https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1203_17.pdf）
別紙3「水際対策強化に係る新たな措置（20）」
（https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1203_20.pdf）
別紙4「水際対策強化に係る新たな措置（21）」
（https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1203_21.pdf）

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確認ください。
（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）
※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）
日本国内から：0120-565-653
海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）
電話：（代表）03-3580-4111（内線4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション
電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）
<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

▲ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急情報

■ 新型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ

- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（2021年12月3日）
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（日本入国時に有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書発行国・地域の更新）（2021年10月29日）
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の行動制限及び外国人の新規入国制限の見直しについて）（2021年11月5日）
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）（2021年10月8日）
- ◆ 海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について（2021年12月1日現在）
- ◆ 日本から海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧（2021年11月19日現在）
- ◆ 日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する海外在留邦人等の皆様へのお知らせ
- ◆ 日本入国・帰国に係る水際対策措置について（厚生労働省HP）
- ◆ 感染症危険情報レベルの引上げ（2021年11月29日）



Assist international business cooperative
アシスト国際事業協同組合

2021/12/10

SBIレミット ベトナム送金



SBI Remit International Money Transfer [Vietnam]

Giới thiệu về dịch vụ chuyển tiền quốc tế
国際送金サービスのご案内

Phương thức chuyển tiền hiệu quả để làm thủ tục giảm thuế

節税効果のある親族への送金方法

Chuyển tiền từ Ngân hàng Bưu điện Nhật Bản
Chuyển tiền từ ngân hàng Lawson

ゆうちょ銀行から入金
ローソン銀行ATMから入金

Thẻ SBI Remit được sử dụng tại:
- ATM của ngân hàng bưu điện
- ATM tại combini Lawson
- ATM tại Lawson

Số tiền 入金額	Phí dùng cây ATM / 入金手数料
Dưới ¥50,000	¥330
Từ ¥50,001 trở lên	¥500

*ATM ngân hàng bưu điện Yuchi: số dư 100 man Yên 1 lần (sau j thẻ không sử dụng tại quầy giao dịch)
*ATM ngân hàng Lawson: số dư 50 man Yên 1 lần nhưng không quá 50 triệu tiền gửi.
*SBIレミットカードで全国のゆうちょ銀行ATMから1回100万円まで入金することができます(窓口でご利用の際はできません)。
*ローソン銀行ATMで1回の最大入金(入金)は、50万円(電話番号は34番)が上限となります。

Lệ phí chuyển tiền về Việt Nam 送金手数料

Số tiền chuyển 送金額	Lệ phí 手数料
Dưới ¥50,000	¥460
¥50,001 - ¥100,000	¥760
¥100,001 - ¥300,000	¥980
¥300,001 - Số tiếp theo có thể gửi đi	¥1,760

Cách thức nhận tiền 受取方法

1 CHUYỂN KHOẢN
バンクダイレクト(口座宛送金)

Loại tiền nhận 受取通貨: VND

[Thông báo đã tiếp nhận giao dịch chuyển tiền] sẽ được gửi về email và số điện thoại của Quý khách
「送金受付完了のお知らせ」がEメールとSMSで送られます

Tiền sẽ được chuyển vào tài khoản của người nhận trong ngày, hoặc ngày tiếp theo
現地受取口座へ着金されるので、いつでも引き出せます。

Trường hợp xảy ra lỗi chuyển tiền do Quý khách cung cấp thông tin không chính xác, Quý khách sẽ phải trả thêm phí hủy giao dịch 1,000 yên
※口座宛送金を選択して送金エラーが発生した場合は、結果手数料を課金します。受取人口座の情報は正しくご記入ください。結果手数料:1,000円

Giới hạn gửi một tháng: 150 vạn yên
1ヶ月の送金上限額:150万円

Số tiền tối thiểu một lần gửi: 2,000 yên
1回の送金下限額:2,000円

Danh sách ngân hàng có thể gửi trực tiếp vào tài khoản
バンクダイレクト着金可能銀行

Có thể chuyển khoản cho tất cả các ngân hàng tại Việt Nam
ベトナムにあるすべての銀行に送金可能

LƯU Ý: Tài khoản phải là tài khoản tiền VND
注意:受取口座は必ずベトナム通貨VNDの口座を開設してください

2 NHẬN TIỀN MẶT
現金で受取

Loại tiền nhận 受取通貨: USD

Sau khi nạp tiền vào thẻ SBI Remit khoảng 30 phút
Mã số nhận tiền có 8 chữ số sẽ được gửi về email và số điện thoại của Quý khách
8ケタのリファレンスナンバーをEメールとSMSで受取ります

Quý khách truyền đạt lại mã số nhận tiền cho người nhận ở Việt Nam
電話やEメールなどで8ケタのリファレンスナンバーを受取人に伝えてください

Người nhận cầm CMND và mã số nhận tiền ra các đại lý ngân hàng ở dưới đây để nhận tiền.
Khi nhận hãy nói "Nhận tiền gửi Money Gram"
現地のマネーグラム受取拠点でリファレンスナンバーとIDを伝えて受取ります
受取の際、「マネーグラム送金の受取り」と言ってください

Số tiền gửi tối đa 1 lần và 1 tháng là 8,000 USD
1回および1ヶ月の送金上限額:8,000USD相当額

Đại lý nhận tiền của MoneyGram
マネーグラム受取拠点

Ngân hàng ngoại thương Vietcombank / Ngân hàng Đông Á /
Ngân hàng Sài Gòn Thương Tín Sacombank / Ngân hàng quốc tế VIB /
Ngân hàng xuất nhập khẩu Việt Nam Eximbank /
Ngân hàng Sài Gòn Công Thương Saigonbank / Ngân hàng HDBank
Công ty cổ phần thương mại Anh Quang Hà Trung /
Công ty TNHH Kiều Hải Việt

インドネシア送金



SBI Remit International Money Transfer [Indonesia]

Panduan Layanan Transfer Uang Internasional
国際送金サービスのご案内

Metode pengiriman uang ke keluarga dengan menghemat pajak

Kirim uang dengan kartu SBI Remit lebih cepat dan praktis
「レミットカード」でカンタン送金! SBIレミットの国際送金サービス

Metode pengiriman uang ATM

Setor Uang melalui mesin ATM
ATMから入金

Setor Uang melalui mesin ATM
Japan Post Bank dan Lawson Bank
ゆうちょ銀行、ローソン銀行のATMで入金

Jumlah uang 入金額	Japan Post ATM Biaya	Lawson ATM Biaya
¥2,000 - ¥50,000	¥330	¥300
¥50,001 - Limit Transaksi 入金上限額	¥500	¥300

*Japan post Bank ATM: hingga ¥1,000,000
*ATM Lawson Bank: Setoran maksimum sekali transaksi hingga ¥500,000 (maks. setor 59 lembar uang kertas)

*SBIレミットカードで全国のゆうちょ銀行ATMから1回100万円まで入金することができます(窓口でご利用の際はできません)。
*ローソン銀行ATMで1回の最大入金(入金)は、50万円(電話番号は34番)が上限となります。

Biaya transfer INDONESIA インドネシア向け送金手数料

Jumlah uang 送金額	Biaya Kirim 手数料
¥2,000 - ¥10,000	¥460
¥10,001 - ¥50,000	¥880
¥50,001 - ¥250,000	¥1,480
¥250,001 - Limit transaksi 送金上限額	¥1,980

*Minimum transaksi adalah 2000 yen
1回送金下限: 2,000円
*Per Januari 2021
※2021年1月現在

Metode penerimaan 受取方法

1 Langsung ke bank (transfer ke nomor rekening)
バンクダイレクト(口座宛送金)

送金通貨: IDR

Menerima "Pemberitahuan diterimanya transfer" melalui e-mail dan SMS
「送金受付完了のお知らせ」がEメールとSMSで送られます

Kiriman uang akan sampai paling cepat 10 menit setelah diproses.
送金到着は最短10分以内に着金されます。

Kiriman uang bisa tiba lebih lama tergantung pada kondisi penerima.
Hampir maklum.
受取地の状況や時間帯により多少の遅れが生じる場合も御座います。
あらかじめご了承ください。

Uang akan sampai di rekening penerima di negara tujuan sehingga bisa diambil kapan saja
1 Day Anda memilih "Langsung ke bank" dan terjadi kesalahan pengiriman, Anda akan diminta membayar biaya pembatalan atau biaya koneksi.balah informasi rekening penerima dengan benar.
現地受取口座へ着金されるので、いつでも引き出せます
※バンクダイレクトを選択して送金エラーが発生した場合は、取消手数料または相手正手数料をいただきます。受取人口座の情報は正しくご記入ください

Batas jumlah kiriman uang sekali kirim maksimal untuk seluruh bank yaitu 100 juta rupiah.
すべての銀行への一回あたりの送金額は1億 Rupiahまで。

Langsung ke bank
バンクダイレクト着金可能銀行

Seluruh bank di Indonesia
インドネシアの全ての銀行

2 Diterima secara tunai
現金で受取

Cocok untuk pengiriman uang darurat
緊急送金にもお勧め

送金通貨: IDR

Nomor referensi 8 digit akan diterima melalui e-mail dan SMS
8ケタのリファレンスナンバーをEメールとSMSで受取ります

Informasikan Reference Number itu ke pihak penerima uang melalui telepon atau email.
電話やEメールなどで8ケタのリファレンスナンバーを受取人に伝えてください

Kiriman uang dapat diambil dengan menunjukkan nomor referensi dan kartu identitas di lokasi penerimaan MoneyGram di negara tersebut
Ketika mengambil kiriman uang tersebut, mohon sampaikan, "Saya ingin mengambil kiriman uang MoneyGram."
現地のマネーグラム受取拠点でリファレンスナンバーとIDを伝えて受取ります
受取の際、「マネーグラム送金の受取り」と言ってください

*Batas jumlah uang diantar sekali kirim adalah 50 juta Rupiah (barring lebih 350 ribu yen, tergantung kondisi nilai kurs)
1回あたりの送金限度額は、5,000万インドネシア Rupiah (IDR) 相当です (約35万円)。

MoneyGram - Indonesia Agents Overview
マネーグラム受取拠点

Kantor pos (layanan ARSEMA) / CIMB Niaga /
Bank Mega / Bank of Central Asia(BCA) /
Acisena, Pacto Ltd., / Mutiara Bank / Bank Mega Syariah

手数料



セブングローバル レミット
ベトナム送金



(2022年～)
インドネシア送金



＼お客さまの声から生まれた、画期的な送金アプリ／

長年培ってきたセブン銀行海外送金サービスでの
ノウハウを新たな形にしました。

いつでも **かんたん** **安全** 送金を実現！



ボタン1つでレートチェック！
かんたん・便利な海外送金アプリ

Sentryとは、お近くのセブン銀行 ATM で入金した資金を
スマートフォンからいつでもかんたんに送金できる海外送金アプリです。
急な送金が必要になった場合も、スピーディーに送金できます。

※システムのメンテナンスや一時的な障害等により、送金できない時間が発生する場合がございます。



銀行口座不要！
ATMでかんたん入金

全国に25,000台以上ある
セブン銀行ATM



スマホアプリで送金

多言語対応したアプリ



現地の銀行口座へ入金

受取人さまの
銀行口座へ入金

お申込み

海外送金サービスのご利用には
**Sentryアカウントの開設が
必要です。**

お申込みからご利用開始までに約1～2週間がかかります。
※送金に利用可能な送金方法は2種類以上から選択することができます。

Sentry申込書が必要書類と一緒に提出

取引開始レター(QRコード)をお受取り

QRコードを照取る

Sentryアカウント開設完了！

お申込みに必要なもの

- ①本人確認書類
- ②マイナンバー確認書類
- ③スマートフォン
- ④メールアドレス

※QRコードはQRコードリーダーアプリの登録が必要です。

入金

スマートフォンだけで
現金の入金がカンタンにできます！

全国のセブン-イレブンなどにある
ATMから入金！
入金手数料はいつでも無料！

ATM画面

お取引相手のスマホアプリで
QRコードを照取り、送金先を確認してください。
※QRコードはQRコードリーダーアプリの登録が必要です。

入金方法

右のQRコードを照取ると、入金方法の
案内動画がご覧いただけます。

送金・受取

スマートフォンで完結！
自分の好きなタイミングの
レートで送金できます！

送金方法

右のQRコードを照取ると、送金方法の
案内動画がご覧いただけます。

主な受取銀行

- Vietcombank
- VPBank
- ACB
- MB
- SeABank
- WetnBank
- BIDV
- TECHCOMBANK
- DONDA Bank
- SBB
- TPBank

その他全てのベトナム金融機関

**送れば送るほどおトク！
送金手数料の
10%ポイント還元！**

海外送金手数料
(お客さまにご負担いただくもの)

ATM入金手数料	¥0	海外送金手数料
----------	----	---------

送金金額10万円の場合

入金手数料	送金手数料	合計
0円	+ 1,190円	= 1,190円

ポイント還元 (10%)
-119円

実質手数料
1,071円

トータルでお得！

（今すぐ公式 Facebook ページをチェック！）

Sentry Việt Nam
Financial Service

Send Message

手数料



<http://www.mhlw.go.jp/content/000761492.pdf>



外国人社員と働く職場の労務管理に使える ポイント・例文集

～日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～

令和3年3月 【委託】厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 【受託】株式会社 BRICK's
本冊子は、「雇用管理に役立つ多言語用語集及び翻訳データの作成・普及事業に係る有識者
研究会」における検討の結果を基に作成されたものです。



外国人社員と働く職場の労務管理に使える ポイント・例文集

～日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～

<http://www.mhlw.go.jp/content/000761492.pdf>



令和3年3月 【委託】厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 【受託】株式会社 BRICK's
本冊子は、「雇用管理に役立つ多言語用語集及び翻訳データの作成・普及事業に係る有識者研究会」における検討の結果を基に作成されたものです。

「外国人社員と働く職場の労務管理（20210402）より」

目次

1. 採用.....4		
① 採用後に労働者が提出する書類について説明するとき.....4	6月	
② 試用期間について説明するとき.....6		
2. 賃金.....8		
① 賃金について説明するとき.....8	7月	
② 基本給について説明するとき.....9		
③ 各種手当について説明するとき.....11		
④ 割増賃金について説明するとき.....14		
⑤ 賃金の支払い方法について説明するとき.....17		
⑥ 税金や社会保険料について説明するとき.....18		
⑦ 年末調整や確定申告について説明するとき.....23	11月	
⑧ 賞与（ボーナス）.....25		
⑨ 昇給・人事評価.....25	11月	
3. 労働時間及び休暇.....27		
① 働く時間と休み時間について説明するとき.....27	5月	
② 休みの日について説明するとき.....32		
③ 決まった時間以外や休みの日に働く場合の説明をするとき.....34		
④ 有給休暇について説明をするとき.....35	5月	
⑤ 育児・介護や看護のための休みについて説明するとき.....39		
⑥ 代替休暇について説明するとき.....42		
⑦ 会社の都合で特別に休みにした間の給料について説明するとき.....44		
4. 異動、退職及び解雇.....46		
① 人事異動について説明するとき.....46		
② 退職について説明するとき.....47		
③ 退職について説明するとき.....47		
④ 解雇について説明するとき.....51		
⑤ 懲戒について説明するとき.....52		
5. 安全衛生及び災害補償.....54		
① 健康診断について説明するとき.....54	10月	
② 災害補償について説明するとき.....55	10月	
6. ハラスメント.....57		
① パワーハラスメントについて説明するとき.....57	12月	
② セクシュアルハラスメントについて説明するとき.....58	12月	
③ マタニティハラスメントについて説明するとき.....59	12月	
④ その他のハラスメントについて説明するとき.....60	4月	
7. 退職金.....62		
① 退職金の支給について説明するとき.....62		
② 退職金の額について説明するとき.....63		
③ 退職金の支払い方法及び支払時期について説明するとき.....64		
8. 在留資格.....65		
① 在留資格とは.....65		
② 働く時間と休み時間を説明するとき.....68		
③ その他.....68		
9. 正社員以外の働き方.....70		
① 働き方の種類.....70		
② 雇止めについて説明するとき.....71		
③ 無期労働契約への転換について説明するとき.....71		
④ 派遣・請負について説明するとき.....72		
⑤ 同一労働同一賃金とは.....74	4月	
コラム：外国人雇用企業の好事例集.....75		
1. アクロスロード株式会社.....75		
2. 株式会社 井口機工製作所.....76		
3. テクノプロ・ホールディングス株式会社.....77		
4. 株式会社ウニードス.....78		





<http://www.mhlw.go.jp/content/000761492.pdf>

6. ハラスメント

① パワーハラスメントについて説明するとき

(1) 外国人の方へ説明する際のポイント

仕事をするとき上立場にある人が、その立場を使って、仕事をするときに必要なもの以上に強いまたはひどい言い方ややり方で、下の立場で働く人の心やからだに苦しみを与えたり、働くときの環境を悪くしたりすることを、パワーハラスメントといいます。

文化の違いから、外国人の方へアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。また、外国人の方がパワーハラスメントの加害者にならないためにも、どういったことをしてはいけないのか、伝えておきましょう。パワーハラスメントの難しいところは、加害者となる側が無意識のうちにパワーハラスメントを行ってしまっていることがあるという点です。**被害者にも加害者にもならないように、具体的にどのような行為がパワーハラスメントにあたるのか、またパワーハラスメントに遭ったら、誰にどのように相談すればいいのか、具体的に伝えてください。**

(2) 外国人の方への説明例

・会社での立場が上の人が、立場が下の人に、次のようなことをすることは、パワーハラスメントです。もしあなたがこのようなことをしたら、あなたの評価が下がったり、会社があなたに罰金や懲戒を与えたりすることになります。ですから、このようなことはしないでください。

(例)

- ・人をなぐったり、けったりする (身体的な攻撃)
- ・仕事をするとき、そこまでする必要がないのに、長い時間、何度もひどい言い方で人を怒る (精神的な攻撃)
- ・誰かをみんなで一緒に無視する (人間関係からの切り離し)
- ・その仕事をするために必要なことを教えないで、その人には絶対にできないような仕事をさせて、できなかったことについて厳しく怒る (過大な要求)
- ・その人にはもっと多くの仕事ができるのに、その人を嫌な気持ちにさせるために少しの仕事しかさせない (過少な要求)
- ・今までや、今の病気のことなど、その人が他の人に知られたくないその人のこと (個人情報) について、他の人に話す (個の侵害) など

<参考>モデル就業規則やさしい日本語版の記載

第12条 働く場所でパワーハラスメントをしてはいけません

57

57,58ページ

6. ハラスメント

① パワーハラスメント

② セクシャルハラスメント

② セクシャルハラスメントについて説明するとき

(1) 外国人の方へ説明する際のポイント

性的な内容の話や行動をして、他の働く人に損や嫌な気持ちを与えたり、働く場所の環境を悪くしたりすることを、セクシャルハラスメントといいます²⁹。

セクシャルハラスメントには、①対価型セクシャルハラスメント、②環境型セクシャルハラスメントがあります。

①対価型セクシャルハラスメント	性的な内容の話や行動をされて、それを拒否や抵抗したこと、本人の地位が下げられたり、給料を減らされたりするなどの不利益を受けること。 (例) 性的な要求を受けられなかった人に会社を辞めさせるなど
②環境型セクシャルハラスメント	性的な内容の話や行動をされて、働く場所の環境が悪くなったので、本人の能力が発揮できなくなるなど、仕事に強い影響が出ること。 (例) 触る、抱きつく、性に関する冗談を言う、性の体験に関係がある話をしたりうわさを流したりする、裸などの画像を見せる、職場にヌードポスターを貼るなどの行為により働く人が嫌な気持ちになり、仕事が手につかないこと。

性的な内容の話や行動によって、その人がどれだけ嫌な気持ちになるかは、また性差そのものの認識のありかたは、人によって違いがありますので、注意が必要です。特に②に関しては、親密になろうと思ってやっていることでも、セクシャルハラスメントになってしまう場合があります。例えば、本人は「お疲れ様」と肩を叩いただけのつもりでも、相手にとってはその行為がセクシャルハラスメントに当たる可能性があります。このように、パワーハラスメント同様、加害者となる側が無意識のうちにセクシャルハラスメントを行ってしまっていることが多いのが難しいポイントであり、外国人の方が加害者になることも

²⁹事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

4 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

5 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について適用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

あり得ます。

ポイントは、相手が不快な感情を示しているにもかかわらず、その行為が繰り返し行われている点です。**自覚がないまま加害者にならないよう、お互いの国の文化を理解することが大切です。**また、セクシャルハラスメントに遭った時、本人に直接NOと言える人は多くないかも知れません。(例えば目上の人の意向を尊重する文化もあります。)。また、何がハラスメントにあたるのかの判断に迷うこともあります。そのため、**ハラスメントかどうかの判断に迷った場合を含めて、誰にどのように相談すればいいのか、具体的に伝えておくことが重要です。**

(2) 外国人の方への説明例

・セクシャルハラスメントには、2つあります。一つは、他の働く人に、性的な内容の要求をして、その人がその要求を断ったら、そのことを理由にして、その人の地位を下げるなど、他の働く人の環境を悪くすることです。もう一つは、聞きたくないのに、性的な内容の話や行動をして、その人を嫌な気持ちにさせ、働きにくくさせることです。

・セクシャルハラスメントをする人は、「自分が相手に悪いことをしている」と思っていない(気づいていない)ことも多いです。ですから、セクシャルハラスメントは難しいです。あなたが他の人にされるかもしれませんが、してしまうかもしれません。誰にでもリスクがあります。

・次のようなことは、あなたがもし、その人と仲良くなりたと思ってやったことでも、セクシャルハラスメントになる場合があるので、気を付けてください。また、もし、他の人があなたにもこのようなことをして、あなたが嫌な気持ちになっているときは、誰かに相談をしてください。たとえば、〇〇課の〇〇さんに相談してもいいです。相談しても、あなたの評価は下がりませんから、安心してください。

(例) ・他の人に触ったり抱きついたりする

- ・他の人に、または、他の人がいるところで、性的な内容のジョークを言う
- ・他の人の性的な行動の話をしたり、性的な内容に関するうわさを流したりする
- ・他の人に、裸などの画像を見せる
- ・働く場所にヌードのポスターを貼る など

<参考>モデル就業規則やさしい日本語版の記載

第13条 セクシャルハラスメントをしてはいけません



③ マタニティハラスメントについて説明するとき

(1)外国人の方へ説明する際のポイント

いわゆるマタニティハラスメントとは、産前産後休業や育児休業を取った人などが、そのことを理由に解雇・雇止めなどを示されたり、妊娠・出産をした人や子育て中の人に嫌がらせをして、働きにくくさせたりすることです³⁰。

妊娠・出産をした人のことを思った言動のつもりでも、本人の意に反していたらハラスメントにあたる場合がありますので、本人の気持ちを尊重することが必要です。

(2)外国人の方への説明例

・次のようなことは、いわゆるマタニティハラスメントになる場合がありますので、しないでください。また、もし、他の人があなたにもしこのようなことをして、あなたが嫌な気持ちになっているときは、誰かに相談をしてください。

- (例)・妊娠したという理由で、会社での地位を下げたり、給料を下げると言う
- ・妊娠した人を辞めさせるために、仕事の内容を変えようとする
 - ・妊娠しているのに、重い荷物を持つように言うなど、無理な仕事を命令する
 - ・子どもを産むために長い間休んだ人に、「あなたのせいで仕事が増えた」など、その人が嫌な気持ちになるようなことを言う など

<参考>モデル就業規則やさしい日本語版の記載

第14条 妊娠したり、子どもを産んだり、赤ちゃんを育てるために会社を休んだり、介護のために会社を休んだりした人にハラスメントをしてはいけません

④ その他のハラスメントについて説明するとき

(1)外国人の方へ説明する際のポイント

上記で説明したもののほかにも、性的指向や性自認に関する言動で、他人を嫌な気持ちにさせることなどもハラスメントにあたります。**異文化への理解を深め、お互いを尊重することでハラスメントが起こらないようにすることが重要です。ポイントは、相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことです。**自分とは異なる価値観や指向、文化が存在するというをまずは意識するところから始めてみましょう。また、こういったハラスメントというものが、業種や職種、国籍にかかわらず、誰でも被害者にも加害者にもなり得るということについて、社内で改めて確認し、共有してください。

<http://www.mhlw.go.jp/content/000761492.pdf>



(2)外国人の方への説明例

- ・その人がどのような性の人を愛するか(性的指向)や、その人がどのような性として生きたいと思っているか(性自認)などについての話や行動で、その人を嫌な気持ちにさせ、働きにくくすることは、ハラスメントにあたる場合があります。
- ・例えば、次のようなことはハラスメントにあたる場合がありますので、しないでください。また、もし、他の人があなたにもしこのようなことをして、あなたが嫌な気持ちになっているときは、誰かに相談をしてください。
(例)・同性の人を愛している人に、「気持ち悪い」など、その人を傷つけるような言葉を使う
・女性らしい言葉を使ったり行動をしたりする男性に、「男性なのに変」などと言う

<参考>モデル就業規則やさしい日本語版の記載

第15条 その他の全てのハラスメントもしてはいけません

60,61ページ

③マタニティハラスメント

④その他のハラスメント

定期的にトピックスでお知らせいたします。

³⁰ 第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。